



マイシティライフ 225号

令和元年9月1日発行

ご利用は無料!

「出前講座」をご利用ください!

「突然電話や訪問でセールスされて、断り切れず契約してしまった。」

「クーリング・オフはできないと言われ、支払を求められた。」

「通信販売で購入したものが届かない。相手の事業者と連絡が取れない。」

消費生活総合センターには、毎日、さまざまな買い物や契約に関する相談が寄せられていますが、事前に対処法を学んでおくことで、トラブルを未然に防いだり、また被害を受けても最小限に抑えることが可能です。

そのため当センターでは、契約トラブルの事例とその対処法について、専門の消費生活相談員がご希望の場所へ出向き、分かりやすく解説する「出前講座」を実施しています。

またご希望に応じて、トラブルの事例を題材にした寸劇公演（5～10分間）もあわせて行っています。

町内会や自治会等の地域の集会の際などで、貴重な財産を守るためにも楽しく学んでいただければと思います。



- 対象：市内に在住、在勤又は通学される方々の団体、グループ
- 人数：1講座10名以上
- 講座時間：おおむね60分（ご相談に応じます。）
- 申込方法：まずは希望日の1箇月前までに、事前にお電話でスケジュールの空き状況をお問い合わせください。
- お申込先：京都市消費生活総合センター
電話 075-256-1110 FAX 075-256-0801

今号の
消費生活情報誌
の
消費生活川柳

舞い込んだ うまい話は 苦い味

（伏見区在住の方の作品）

**トラフィカ京カード
3,000円分進呈!**

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧などにご利用ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電気の契約切り替えについての相談が増えています。

相談事例

「電気代が安くなる可能性があるので、検針票の契約番号を教えてください」と言われた。よくわからずに言われるまま検針票の契約番号を教えたところ「電気代が2割安くなります」と言われた。数日後、電気の契約書が届いた。先日の電話で電気の契約の申し込みをしたことになっていたことが分かった。



ポイント

- 1 平成28年4月1日より、電力小売全面自由化が始まりました。
お住まいのエリア以外の電力会社を含め、様々な小売電気業者からの電気の供給を受けることが可能となりました。
- 2 契約する時は、次の3点を必ず確認しましょう。
 - ・契約先は国の登録を受けた「小売事業者」か、またはその代理店であること
 - ・契約の内容（契約期間、毎月の電気料金、解約条件）
 - ・停電など、困った事態が発生した場合の連絡先

アドバイス

- 1 電気の契約切り替えについて電話があった場合は、業者名を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えましょう。
 - 2 切り替え検討の意思がなければ検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
 - 3 契約先を切り替える際、契約条件をしっかりと確認しましょう。
 - 4 電話勧誘や訪問販売で契約した場合、クーリング・オフなどができる場合があります。
 - 5 契約の際に、不審なことがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視委員会等委員会の相談窓口（03-3501-5275）または、京都市消費生活総合センター（075-256-0800）に相談しましょう。
- * 京都市以外に住んでいる人は、お住まいの地域の消費生活センターまたは消費者ホットライン（188）にご相談ください。

無料相談会・セミナーのご案内

京都市消費生活総合センターでは、様々な相談会やセミナーを開催しています。
お気軽にお越しください！

★ 公益社団法人京都不動産研究協会との共催による「不動産無料相談会」

弁護士、不動産鑑定士等が、不動産に関する相談に総合的にお答えします。

相談日	場所
令和元年 9 月 6 日 (金)	消費生活総合センター
令和元年 11 月 8 日 (金)	ひと・まち交流館京都
令和 2 年 2 月 7 日 (金)	ひと・まち交流館京都

時間：午前10時～正午、午後1時～午後4時（受付：午前9時半～午後3時半）

予約不要

★ 行政書士による「無料相談会」

幅広く暮らしの手続きに関する相談に応じます。

相談日	場所
令和元年 9 月 18 日 (水)	消費生活総合センター
令和元年 11 月 20 日 (水)	消費生活総合センター
令和 2 年 1 月 15 日 (水)	消費生活総合センター
令和 2 年 3 月 18 日 (水)	消費生活総合センター

時間：午後1時半～午後4時半（最終受付：午後4時）

予約不要

★ 京都市民事調停協会の調停委員による「無料相談会」

調停を進めるための具体的な方法を説明します。

相談日	場所
令和元年 9 月 11 日 (木)	消費生活総合センター

時間：午後1時半～午後3時半（最終受付：午後3時）

予約不要

★ 不動産鑑定士による「不動産無料相談会」

詳細は、9月1日号の市民しんぶんをご覧ください。

★ 京都民事調停協会の「民事調停セミナー」・「相談会」

詳細は、10月1日号の市民しんぶんをご覧ください。

★ 司法書士による「セミナー」・「相談会」

詳細は、10月1日号・12月1日号の市民しんぶんをご覧ください。



消費生活総合センターのご案内



相談無料

受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL257-9002)を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付けるインターネット消費生活相談もご利用ください。

■多重債務相談

☎256-3160

さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

面談による相談も受け付けています。

■京都市民法律相談 (予約・問合せ)

京都弁護士会に委託し、弁護士による法律相談を市民の皆様^に無料で実施しています。

弁護士による京都市民法律相談は、消費生活総合センターのほかに、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。

区役所・支所の予約受付時間は、希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで(午前8時半～午後5時)

場 所	電話番号	定員
消費生活総合センター	256-2007	月曜 12名 火・木曜 8名 金曜 14名 毎月第2・第4水曜夜間 18名
北 区役所	432-1208	12名
上京区役所	441-5040	6名
左京区役所	702-1029	12名
中京区役所	812-2426	6名
東山区役所	561-9114	6名
山科区役所	592-3088	12名
下京区役所	(予約専用) 754-8769 (問合せ先) 371-7170	6名
南 区役所	(予約専用) 632-8171 (問合せ先) 681-3417	12名
右京区役所	861-1264	12名
西京区役所	381-7197	12名
西京区役所洛西支所	332-9318	6名
伏見区役所	611-1144	12名
伏見区役所深草支所	642-3203	6名
伏見区役所醍醐支所	571-6135	6名

※各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル 西館4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

閉庁日

土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)



センターのホームページは上記のQRコードからご覧ください。

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/令和元年9月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第314357号



再生紙・ベジタブルオイルインキを使用しています。

